平成24年6月26日判渗善渡 同日原本領収 裁判所畫記官
成 2 年 $\left(\begin{array}{l}\text { 第 } 650 \text { 号）}\end{array}\right.$

当蕃口顠尣論終結日•平成24年4月17日
判＂：決
䇣都市下京区鳸丸通五条上な高砂町381 1

| 控 訴 人 |
| :--- |
| 同代表者代表取䜌 |
| 被：控訴人 |

同訪訟代理人弁護士 杉 山 程 彦
立 $\because \therefore$ 女

1 本件控訴を楝却守る。
2 控訴費用は控訴人の負担とする。
事実及 び理由
第1 当事者 $\sigma$ 求めた裁判
ま：控訴の趣旨
（1）原判決孝取り消吉。
（2）被控訴人の読求を亲却至る。
（3）訴訟費用は，第1，2審とも，被控軵入の負担とする。
2．控訴の趣旨に対する答升
主文同旨
第2 当事者の主張等
本件は，控訴人との間の金銭消費佋借㚙約に基ら゙いて被控訴人がした升済に ついで，利息制限法所定 $め$ 利息の制限利率を超えて利息として支払わるた部分 （以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生している

として，不当利得返還諎求権に基づき，過払金元金（24万150．3円）と䂸法 704 条前段所定の利息の支払を求める事案である。

原䉒は，被控訴人の請求を認容し，これ穵不服をする控訴人が控訴した。
1 争いのない事実
（1）控訴人は，貸金業の登録業者である。
（2）被控库人は，控呼人との聞で，下記のとおり，金銭消費貸借取引をした（以下「本仵取引」といら。）。

## 記

取引期間 平成8年11月1．8日～平成22年5月25日取引年月日，借入金額及び弄済額 原判決別紙の「別紙利息制限法に基づ く法定金利計算書」のとおさ

2 争点及びこれについての当事者の主張
（1）和解势約について
（控㖣人の主張）
被控訴人は，平成21年2月25日，控訴人との間－で，本件取引に関し，被控訴人には5．4万8952円の貨金債蓩等があること及びぞれ以外の債権債務がないことを確翟する和解猋約（以下「本件契約」という。）を締結し ている。Lたがって，過払金は存在しない。
 ことを素示していない。また，上記錯誤は，和解の要素についての錯誤であ る。

被控訴人は，自己の自由な意思により，本件垫約空締結して䖻り，控訴人 の一方的な詐欺行為により締結されたとはい栄ない。

## （被控袏人の主張）

本件契約は，債務の弁済方法を変更する热約でありり，かつ，漼消費貸借契約である。引直し計算の結果，前提とする旧債務が存在しなかった以上，本

件觢約は無効となる。
仮に，本件契約が和解契約であるとしであ，事業者である控訴人は，消費者である被控㝬人に対し，㑭金儬務が存在しないにあからかわらずっこれがあ るとの不実の告知を行っている。したがって，被控訴人は，消費者契葯法4条1項1号，2項に基ぶ莹，本件热約を取り消す＂。

控訴人は，貸金俻務が消滅しているにもかかするらずっこれが存在するよら に装つて本件契約を締結させているから，被控訴人は，民法96条1項に基 づき，本件类約を取り消す。

被控訴人は，黛金債務が消滅しているにもかかかわらず，これが存在すると俱信して本件契約を締結しでいるから，本件契約は，錯曒により無効である。

本件契約は，強行法規である利惫制限法に遠反するからら，無効である。
本件势約を有効とする解釈は，認識がないまま過払金さいら財産権を失かっ せる点で，憲法13采に反する解釈であり；貸金債務が存在しないのに存在 すると欺いた控訴人を利する点で憲法31条に反する。
（2）「悪意の受益者」該当性
（控訴人 $\sigma$ 主張）
控訴人には，次のとおり，貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正す る法律（平成 1 8年法律第115号）4条による改正前の䂓金業法（以下「黛金業法」という。）43条1項の適用があると認識していたことにつき，や むを得ないといえる特段の事情があるから，「悪意の受益者りではない。



なお，本件取引に括ける返済方式は，元金定額返済方式であり，上記著面に記載された残債務額から，最低返済額ど括り返済し続けると返済回数及び期間がどのくらいになるのかゝ計算可能である。したがって，返済回数及び期間をのものを記载していなくでも，法定の記載要件を満たす書面と

いえる。
才 控敨人は，最高裁平成 16 年受第 1518 号同18年1月13日第一小法廷牪決－民集 60 巻 1 号 1 頁（以下「平成 18 年制沈」といら。）が言 い渡される以前は，顧客の变払が期限に遅れた場合などであ直もに一絬返済を請求はず，顧客の龧事㤼に応じて対応しで持り，同判決後も，期限の
墶滞した場合に限る志を遗記していた。したがって，同判決の顝後を通じっ被控訴人の支払の任意性を否定守る事情は存在しない。
（被控挀人の主張）
控訴人は，貸金業の登録菜者であり，利息制限法の制限利率を超えた利率 で䖵付けをして，被控訴人から返済を受けていたから，「悪意の受益者」に当たる。

控訴人は，前記特段の事情があると主張するがっその具体的な立証をして いない。
（3）利息の発生時期
（控訴人の主張）
仮に控訴人が「雭意の受益者」とされたとしてもも，民法 70.4 条の利息孛付すべき始期は訴状送達の翌目とするべきである。
（被䅝訴人のつ主張）
過払金元金に対する利息は，過払金の発生時から発生する。
（4）返䢬す心゙き利得の範囲
（控訴人の主脹）
控訴人は「悪意の受益者」ではないから，返還すべき利得の範囲は現存利益に限られ，過籺金のうち．45\％は法人税として既に納付済みであるから」残余の5．5\％のみを返還すそじば定りる。
（被控訴人の主張）

控訴人は，「悪意の愛益者」 であるからっ上記控訴人の主费は失当である。第3 当载判所の判断

1 争点 $(1)$
（1）証拠（乙1の1•2）と弁論の全趣旨によると。被控訴人は，平成21年 2月25日，控訴人との間で，（1）被控訴人は，本件取引に関し，控訴人に対 し， 5.4 万 8952 円 9 債務（債金元金 49 万 9433 円，利息 4 万 832
 で支払うこと，（2）上記以外の僓権債務がないことを確認することなどを内容 とする契約（本件垫約）を縍結したことが認められる。証拠（甲1）による と，本件契約において控呼人が支払らものとされた貸金元金は，利息制限法 に反する約定利息によっで㖕算きれた金額そのままであったと認められる。
（2）証拠（甲6）によると，毎月の返済が滞りがちであった被控訴人が，收成 21年2月25日，控訴人の店舗に赴き，相談したところ，控訴人の従業員 から，「今後の利息をなしにして支払ら方法があり変す」と告げられ，＂本件契約が締結されたものと悪められる。

証拠（甲1）によると，原判決別紙の｢「別紙利息制限法に基づく法定金利計算書」のとおるり，同日時点では過执金が発生し，本件取引に僄る貸金傥務 は存在していなかったと㗹められる。しかし，証拠（甲6，乙1の1•2） と升猃の全趣旨によると，被控㭛人の従業展は，本件垫約の締結に際して，「今後の利息をなしたして支払ら方法があります」「毎月最低いくらなら払天ますか」「毎月最低1万円お䫝いします。」など翼金儬務の存在を前提と する発言をしでおり，しかる，上記（1）（1）の金額が記載された契約昌は揑訴人 にないて準備したものと認められる。以上のことからすると，控訴人は，俵金暴務が存在しないに安がかわらず，被控訴人に対し，上記（1）（1）の貸金侸務等が存在する旨を告げて，本件契約を滴結させたものと認められる。

本件契約が締結された時期は，平成18年判決が龛い渡されてから，3年

以上を経過した時期である。しかぁ，弁論の全䠫旨によると，本件取引には，期限の利益溒失葉項が存するため，上記判決の下では，貸金業法43策の適用が認められないことは明らがあると認められる（閭条の適用がないこと は，控訴人も争つていない。）上，＂被控訴人は，控訴人との間で，平成8年 から長期間にすたって取引をしてきたものである。そうすると，控訴人の従業員に括いで，＂被控訴人の佶金價務が存在しないことまでは認識していなか つたとしてもっ，貸金僓務等の額が上記（1）（1）ような多い額ではないことは，十分に認識していたと認められる。

これに対し，証拠（申6）によると，被控訴人は，控訴人の従業員から告 げられたことを信じて，本件契約を䋨結したものと認められ，一消䝴者であ る被控訴人としては，やむを得なかつたものと認められる。

そうすると，控訴人の従業員は，貸金僨務等の額について，虚偽の事害を述べ，それを信じた被控訴人をして，本件烈約を締結きせたということがで きるから，本件契約は，被控訴人の從業員の詐欺によつて締結きれたという ことができる。

升論の全趣旨によると，控訴人は，平成23年12月5日，被控訴人が詐欺により本件㞺約を取り消す旨の意思表朶が記載された被控訴人の準備書面 3を受頒していると認められるから，これをもつて，上記意思表示がされた と認められる。
（3）弁論の全趣旨によると，被控訴人は個人であり，控訴人は株式会社であつ で，法人であると認められる。そうすると，本件璘約は，「消費荅」である被控訴人と，「事薬者」である控訴人との間で䋨結された契約であり；「消費者契約」に当たると誌めら圥る。
－上記（2）のとおり，毎月の返済が滞りがちであった被控訴人が，平成21年 2月25日，控訴人の店䪔に赴き，相談したところ；控訴人の従業員から，「今後の利息をなしにして支払ら方昿があります」と告げられ，控訴人が準

備していた势約畵に被控訴人が署名押印して，本件契約が締結されたものと㴔められるから，控垀人は，被控訴人に対して本件契約の締結の意思形成に向けた働きかけをしており，本件热約を縍結するよう「「勧綉」＂したもあと認 められる。

証拠（甲1）によると，原判決別紙の「別紙利息制限法に基づく法定金利計算業」のとすご，同日時点では過㧊金が発生し，本件取引に係る貸金債務 は存在していなかったと認めもれる。しかしっ上記（2）のと程り，控訴人の従業嘪は，本件契約の締結に際して，「今後の利息をなしたしで支払う方法が あります」「毎月最低いくらなら払えますか」「毎月最低1万円格願しいしま す。」など貸金聩務の存在を前提上する発言をして㧷り，しかも，契約書は控訴人が準備してあったあのであったと韵められる。以上のことからすると，控訴人は，貸金供務が存在しないにもあかかかららず，貸金僓務が存在ずる旨を告げたものと認められる。そして，前記（1）のとおり，本件契約は，本件取引 に係る貸金債務等の残債務を分割しで被控訴人が支払ら旨の内容の契約であ るから，䍂金債務が存在するかどうかは，本件敖約を締結するか否かの判断 ほ影響を及ぼずものと認められる。したがって，控訴人は，「重要事項につ いで事実と異なることを告げ」たと認められる。

証拠（甲6）によると，被控訴人は，控訴人の従業員 の上記行為により，貨金債務が存在ずると誤認をし，それによって，本件垫約を締結したと認め られるから，被控訴人は，消费者裚約法 4 条 1 項1号に基づき，本件契約を取り消ずことができる。

弁論の全趣旨によると，控訴人は，平成 23 年 12 雨 5 日，被控訴人が同項に基づき本件挈約を取り消す皆の意思麦示が記載きれた被控誐人の準備書面るを受領していいると認められるから，これをもって，上記意思表示がされ たと認められる。
（4）したがって，その余の点を゙判断するまでもなく，本件契約は，上到（2）又は
（3）の理由により，遡及的に効力が失われる（民法121条本文）。
2 争点（2）
賃金業者が制限超猧部分を利息の偵務の弁済として受領したが，その受預に つき佂金業法43条1項の適用が譙められてい場合には，背金業者は，同項の適用があるとの認識を有しておぶ，がつっそのような認識を有するに至ったこ とについてや気を得ないといえる特段の事情があるときでない限り，民民法70 4㭉の「悪意の受益者」であると推定さ北る（最高裁平成17年㥅第1970号尚19年7月13日第二小法廷判決•民集61巻5号1980頁）。

前記争いのない事実のと誩り，貸金業者である控訴人は，制限超過部分を利息の債務の弁斎として受領していふから，その事実自体により「悪意の受益者」 と推定される。そして，控訴人は，翼金葉法】 7 条1項及び18条1項の要件 を满だす書面を犅客に交付する蒌務態勢を構築していたなどと主張するにとど まり，被控訴人に交付した書面を証枫として提出するなとの前記特段の事情に関する具体的な立証を行っていない。

以上から，控訴人は民法 704 条の「悪意の受益者」と認められる。
3 争点 $(3)$
金鈛消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超える利息の支払を継続した ことにより過扎金が発生した場合においては，その金銭消曊貸借が過払金充当合意を含も基本契約に基づくもあであった場合であっても，民法 70.4 条龍段所定の利息は過払金発生時から発生すると解すぐきである（最高裁平成21年㖟第1192号同年9月4日第二小法廷判決•裁判集民事231号477頁）。 4 争点 $(4)$

上記 2 のとおり，控訴人は「悪意の受益者」であるがらっ「簏意の受益者」 が返還すな゙き利得 $\sigma$ 範囲は，現存利益（民法 703 条）にとどまらず，受けた利益全部に及ぶ（昌法 7 04条前段）。したがって，過払金元金から法人税相当分の45パーセントを控除した現存利益を逅還すれば足りそ旨の控訴人の主

張を採用することはできない。
第4 結論
以上かっらすると，原判決別紙「別紙利息制限法に基づく法定金利言筱書」 の引直し計算は正当であり，被控訴人の請求は全部理由が㐫るの

よって，本件控訴を素却することとして，主文のと和り判決する。

穔浜地方裁判芹第6．民事部

裁判長裁判管

裁判管

裁判宫
橋 本 政 和

